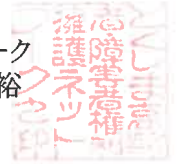


徳島県知事 殿

とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク
代表 藤澤和裕



成年後見制度における市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要望書

日ごろは高齢者及び障がい者の権利擁護の推進について格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、本ネットワークが実施いたしました「市町村行政における成年後見制度利用促進に関するアンケート調査」において、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する各市町村の方針及び取扱いが異なることにより、該当者の居住実態と住民票登録地が異なる場合など市町村間の調整が必要となっている実態が明らかとなりました。これは、本人の権利擁護を図るための迅速な対応を阻むものであり、利用者の不利益となっております。

つきましては、今後、成年後見制度の利用ニーズが増大することも踏まえ、こうした事態を改善するため、下記について御検討のうえ御対応くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 要望事項

- (1) 成年後見制度市町村長申立てに関して、次のような場合、どの市町村が申立てを行うのか、本県における基本の方針を示していただきたい。
 - ① 該当者の居住の実態と住民票登録地が異なる場合
 - ② 介護保険制度における住所地特例対象施設へ入所している場合
 - ③ 自立支援給付における住所地特例対象施設等へ入所している場合
 - ④ 生活保護を適用している市町村と居住の実態、または、住民票登録地が異なる場合
- (2) 成年後見制度利用支援事業に関する次の事項について、本県における基本の方針を示していただきたい。
 - ① 上記(1)の①～④の場合、どの市町村が後見報酬の助成を行うのか
 - ② 申立て費用及び後見報酬の助成対象

2 添付資料

- ① 市町村行政における成年後見制度利用促進に関するアンケート調査結果
- ② 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査 速報版
- ③ 『区市町村職員・地域包括支援センター職員必携 高齢者の権利擁護と虐待対応お役立ち帳』より第15章「居住の実態と住民票登録地が異なる場合」／公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 高齢者権利擁護支援センター
- ④ 『成年後見制度市町村長申立てマニュアル2013HP版』より「神奈川県内における市町村長申立てに関する取扱いについて」／(福)神奈川県社会福祉協議会かながわ成年後見推進センター・神奈川県

【事務局】

〒770-0853 徳島市中徳島町2丁目19番地

(弁護士法人 藤澤法律事務所内)

TEL 080-2980-9014 (優先)

088-624-0620

FAX 088-624-0626

メールアドレス tokushima.kizuna@gmail.com

ホームページ <http://tokushima-kizuna.net/>